

■国民健康保険税の計算（シミュレーション）

（例）

世帯主（42 歳） 給与所得 300 万円
 基準総所得金額 **267 万円**（300 万円－基礎控除 33 万円）
 妻（38 歳） 収入なし
 子（12 歳） 収入なし

①現行税率

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割額	267 万円 × 7.13 % = 190,371 円	267 万円 × 2.48 % = 66,216 円	267 万円 × 2.95 % = 78,765 円
均等割額	24,600 円 × 3 人 = 73,800 円	8,600 円 × 3 人 = 25,800 円	11,400 円 × 1 人 = 11,400 円
平等割額	19,200 円	6,600 円	6,000 円
合計額	283,300 円 (100 円未満切捨て)	98,600 円 (100 円未満切捨て)	96,100 円 (100 円未満切捨て)

医療給付費分
283,300 円

+

後期高齢者支援金分
98,600 円

+

介護納付金分
96,100 円

=

年間の保険税額
478,000 円

②市町村標準保険税率 ※兵庫県が示す標準的な算定方法に基づく税率

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割額	267 万円 × 7.83 % = 209,061 円	267 万円 × 2.92 % = 77,964 円	267 万円 × 2.59 % = 69,153 円
均等割額	28,042 円 × 3 人 = 84,126 円	10,300 円 × 3 人 = 30,900 円	10,631 円 × 1 人 = 10,631 円
平等割額	20,231 円	7,431 円	5,486 円
合計額	313,400 円 (100 円未満切捨て)	116,200 円 (100 円未満切捨て)	85,200 円 (100 円未満切捨て)

医療給付費分
313,400 円

+

後期高齢者支援金分
116,200 円

+

介護納付金分
85,200 円

=

年間の保険税額
514,800 円

●税率を市町村標準保険税率へ引き上げた場合の増加額

514,800 円 － 478,000 円 ＝ 36,800 円・・・年単位で増加する金額

36,800 円 ÷ 12 ＝ 3,066 円・・・月単位で増加する金額

■西播磨各市町のH30以降の税率改定状況について

	H30	H31	R2	R3	所得割	均等割	平等割
たつの市	引き上げ	引き上げ	引き上げ	据え置き	12.65%	45,800	35,300
相生市	引き上げ	引き上げ	引き上げ	据え置き	12.54%	47,600	31,200
赤穂市	据え置き	引き下げ△	引き上げ	据え置き	12.30%	42,400	27,600
佐用町	据え置き	据え置き	引き上げ	据え置き	13.10%	46,200	30,000
上郡町	引き上げ	据え置き	据え置き	据え置き	12.10%	44,100	31,000
穴栗市	引き上げ	引き上げ	引き上げ	検討中	11.38%	48,000	37,900
太子町	据え置き	据え置き	据え置き	※	12.56%	44,600	31,800